

## 学修の質保証の向上に関する取組について

### 1. 教学マネジメント確立の必要性

- 学生が大学での学修を通じて様々な知識及び能力を修得し、主体的に学び、考える力を身に付けるために、単位制度の趣旨を踏まえた教育の実質化を図り、学生の主体的な学修を促すような質的転換が重要であるが、質的転換を図るためにには、個別の教育改革に係る手法を効果的に活用しつつ、各大学が、「三つの方針」に基づく体系的な大学教育を、学位を与える課程（プログラム）共通の考え方や尺度（アセスメント・ポリシー）を踏まえた適切なPDCAなど点検・評価を通じた不斷の改善に取り組みつつ実施すること（教学マネジメント）が必要である。
- 学生が社会に通用する知識及び能力や主体的に学び、考える力を身に付けるために、単位制度において、単位制度の趣旨を踏まえた教育の実質化を図り、学生の主体的な学修を促すような質的転換が重要であるが、質的転換を図るためにには、個別の教育改革に係る手法を効果的に活用しつつ、各大学が、「三つの方針」に基づく体系的な大学教育を、学位を与える課程（プログラム）共通の考え方や尺度（アセスメント・ポリシー）を踏まえた適切なPDCAなど点検・評価を通じた不斷の改善に取り組みつつ実施すること（教学マネジメント）が必要である。

### 2. これまでの審議の整理

大学における教学面での改革を促すために、教育課程、指導方法の改善等の学修の質保証の改善の観点から、シラバスの記載の充実やGPAの厳格な運用がより一層充実して取り組まれる必要がある。また、各大学が三つの方針に基づく大学教育の質向上に向かってPDCAサイクルを適切に機能させたためには、学生の学修成績に関する情報を的確に把握・測定し、既存のカリキュラムや教育手法の見直し等に適切に活用することが必要である。

これらについては、将来構想部会制度・教育改革ワーキンググループの論点整理として、以下のとおり論点と検討の方向性がまとめられた。

**中央教育審議会 大学分科会 将来構想部会制度・教育改革ワーキンググループ 論点整理  
【シラバス・GPAについて（関係部分抜粋）】**

<論点と検討の方向性>

- シラバスの記載の充実を確保するために、例えば、大学設置基準を改正し、大學が学生に明示する必要がある事項として、従前の事項に加え、事前に必要な学修の時間の目安やその内容の他、当該授業科目の教育課程内の位置付けや水準などの情報についての規定を整備することを考えられる。また、人材養成の目的又は学位授与の方針と授業科目との関連を示すなど、シラバスの記載の充実に向けた一定の指針を示すことが考えられる。

- 平成20年12月の「学士課程教育の構築」に向けて（答申）の中では、大学に期待される取組として、GPA等の客観的な基準を学内で共有し、教育の質保証に向けて厳格に適用することが挙げられており、GPAを導入・実施する際に留意すべき点について言及されている。国として、こうした提言を各大学に改めて周知するとともに、GPAの分布を共有・公表して組織評価の改善に活用したり、学生の質の向上につながった事例やGPAの算定方法に関する情報など、活用の好し悪しについて併せて示す必要があるのではないか。

### 【学修成果の可視化について（関係部分抜粋）】

- <論点と検討の方向性>
- 各大学のディプロマ・ポリシーが達成されたかどうかを測定することは極めて重要であり、学修成果の可視化はこの観点からも重要である。
- 教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、各大学において、三つの方針に照らして、教育課程の実施を通じて個々の学生が修得した知識及び能力の状況や、学生の学修に係る意識及び行動を把握することが必要ではないか。また、大学の説明責任を確保するため、各大学はこれらの全般的な状況をまとめ、その概要を公表する必要ではないか。

- また、平成3年の大学設置基準の大綱化以降、各大学においてカリキュラム改革や教育組織の見直し等の取組が進展しており、過去の答申等においても様々な観点から多様な大学教育改革に係る内容や手法等に言及され、国としても政策的に推進してきた。
- これまで、本ワーキンググループでは、シラバスの記載の充実に向けた一定の指針を示すことやGPAの算定方法に関する情報や活用の好し悪しについて示すこと、個々の学生が修得した知識及び能力の状況や学生の学修に係る意識及び行動を把握し、その全般的な状況をまとめて概要を公表することについて、その必要性等の審議がされてきた。
- また、平成3年の大学設置基準の大綱化以降、各大学においてカリキュラム改革や教育組織の見直し等の取組が進展しており、過去の答申等においても様々な観点から多様な大学教育改革に係る内容や手法等に言及され、国としても政策的に推進してきた。

- その前提として、個々の学生の学修成果や各大学の教育成果を、学位を与える課程（プログラム）共通の考え方や尺度（アセスメント・ポリシー）に則って評価し、その結果をプログラムの改善・進化につなげるという改革サイクルが回るという点が重要であると考えられる。その際、各大学が評価の対象として適切なレベルを設定する必要である。
- 各大学が具体的に個人の学修成果や大学全体の教育成果の把握に用いることができる情報は、世界的にも標準化されたもののが存在していることから、国としては各大学が学修成果・教育成果を積極的に公開し、公開した情報に基づいた大学教育の質向上に関する取組が進むよう、必要な情報の把握や公表について一定の指針を示すべきではないか。その際、公表の在り方については、大学ポートレートの活用も含めて検討してはどうか。

各大学が活用できる情報として、例えば、以下のものが考えられることがあることから、国としては各大学が学修成果・教育成果を積極的に公開し、公開した情報に基づいた大学教育の質向上に関する取組が進むよう、必要な情報の把握や公表について一定の指針を示すべきではないか。その際、公表の在り方については、大学ポートレートの活用も含めて検討してはどうか。

#### 【学生が習得した知識及び能力の状況】

- ・単位及び学位の修得状況と成績
- ・卒業論文等の成果物に対する評価
- ・GPA

・アセスメントテスト等の学外試験のスコア  
・資格取得や受賞・表彰歴等の状況

・進路の決定状況（就職先・進学先）等の卒業後の状況  
・卒業生に対する評価の把握

【学生の学修に係る意識及び行動】  
・学修行動調査を通じた「学生の学修に対する意欲」「学修時間」等

○ 各大学が上記の情報を評価するに当たっては、評価の妥当性を学内外に説明できるようにする等の観点から、各情報の評価に用いられるループリックや学修ポートフォリオ等をはじめとして、具体的な評価方法をどのように用いたか明確にすること、複数の手法を適切に組み合わせつつ活用することが、より一層高い水準で求められることがある。

○ 各大学は、学修成果の可視化に際して、こうした情報を効果的に活用するためにIR（インスティチューションナル・リサーチ）等の情報の収集・分析に係る体制を整備する必要があると考えられる。

○ なお、可視化の前提として、ティプロマ・ポリシーに明示された知識及び能力と個々の授業科目の関係を履修系統図（カリキュラム・マップやカリキュラム・ツリー）等を活用して整理し、シラバス等に明示する必要があると考えられる。

### 3. 論点

#### 【教学マネジメントに係る指針の整備について】

- これまでの各答申や論点整理等を踏まえ、今後、各大学の教学面での改善・改革に係る取組を促していくために、必要な制度改正に加え、各大學における取組に際してどのような点に留意しどのようにある点から充実を図つていくべきかなどを総羅的にまとめた教学マネジメントに係る指針を、大学分科会のもとで作成し、各大學へ一括して示す必要があるのではないか。
- 教学マネジメントに係る指針に記載する事項として、例えば以下のようなものが考えられるのではないか。

#### 【教學マネジメント指針に盛り込むべき事項の例】

##### 【総論】

・＜プログラムとしての学士課程教育と三つの方針の策定（総論）＞  
・＜全学的な教学マネジメントの確立について（総論）＞

- ・明確な教育目標の設定とこれに基づく体系的な教育課程の構築（カリキュラムの標準化を含む）、アセスメント・ポリシー等を踏まえた内部質保証体制や教育改善に関するPDCAサイクルの確立、適切な資源分配の在り方 等
- ・各論】
- ・＜教育内容の改善＞
  - ・カリキュラムの編成の高度化（ナンバリングや履修系統図の活用、編成への外部人材の参画等）
  - ・アクティブラーニングやICTを活用した教育の促進
- ・＜教育方法の改善＞
  - ・柔軟な学事歷の活用
  - ・主専攻・副専攻の活用
  - ・履修単位の上限設定（CAP制）の適切な運用
  - ・履修指導体制の確立（学修ポートフォリオの構築、TAや履修アドバイザーの活用）
  - ・シラバスにおいて標準的に期待される記載事項の提示
  - ・成績評価基準の適切な運用（ループリックの活用、GPAの算出と活用方法）
  - ・学生個人の学修成果の把握
  - ・学修時間の確保と把握
  - ・学生による授業評価
- ・＜教職員の資質の向上＞
  - ・スタッフ・ティベロップメント（SD）の高度化（カリキュラム・マネジメント等に関する教職員等）
  - ・ファカルティ・ティベロップメント（FD）の高度化（教員相互の授業評価、ワークショップや授業検討会、新任教員を対象とした研修会等）
  - ・大学コンソーシアムや教育関係共同利用拠点の活用

- ＜教学 I 体制の確立＞
- ・ I R に期待される役割（学内の意思決定に資する提案、教學に係る評価に必要なデータの収集等、学生の学修成果の評価のためのデータ収集、評価の実施・分析等）
  - ・ 大学コソーシアムや教育関係共同利用拠点の活用
- ＜情報公開＞
- ・ 省令で義務づけられた事項に係る解説
  - ・ 省令では直接義務づけられないものの、各大学が情報公開を行うことが強く期待される項目とその内容に係る解説

- る大学教育に係る取組や、その取組に基づく学修成果を可視化し、学内ののみならず学外からも一定の点検・検証が可能なものにする必要がある。
- 学修成果を可視化し、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るために、現行の法令に基づいて大学として当然把握していることが求められており、すべての大学において十分な把握が可能であって、把握・活用することに意義があると認められる情報については、国として各大学に対し把握を義務付ける必要があるのではないか。
- このような情報として、例えば、
- ・ 単位の取得状況
  - ・ 学位の取得状況
  - ・ 成績
  - ・ 進路の決定状況（進学率、就職率、進学先、就職先）等の卒業後の状況
  - ・ 学修時間
  - ・ 学生の成長実感、満足度（具体的な内容は指針で提示）
  - ・ 学生の学修に対する意欲（具体的な内容は指針で提示）
  - 等が考えられるのではないか。
- また、教学マネジメントの観点からの各大学における把握・活用にほどまらず、社会に対する大学の教育研究活動の説明責任を確保する観点から、各大学において、これら各種報の全体的な状況をまとめ、新たに情報公開することを義務付けることを考えられるのではないか。さらに、学修成果の可視化の観点のほかに大学教育の質に関する情報として、例えば、
- ・ 入学者選抜の状況
- ・ 修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率
  - ・ 教員一人当たりの学生数
  - ・ 学事務の柔軟化の状況
  - ・ 履修単位の登録上限設定の状況
  - ・ 授業の方法や内容、授業の計画（シラバスの内容）
  - ・ 早期卒業や大学院への飛び入学の状況
  - ・ F D 、 S D の実施状況
- 等についても新たに情報公開することを義務付けることが考えられるのではないか。
- 他方で、各大学の自主的な活動の中で把握や活用がなされ、その実態は大学により様々であるものの、把握・活用をすることに意義があると認められる情報も存在する。これらについては、一律に把握を義務付けることは困難であり、教学マネジメントに係る指針の中で、各大学の取組の参考となるよう把握や活用の在り方等について一定の指針を示すことが考えられるのではないか。
- このような情報としては、例えば、

- ・アセスメントテストの結果
- ・T O E I C や T O E F L 等の学外試験のスコア
- ・資格取得や受賞、表彰歴等の状況
- ・卒業論文、卒業研究の水準
- ・留学期
- ・卒業生に対する評価

等が考えられるのではないか。

- 指針の中で示すこれら情報は、一律に把握を義務付けることが困難な情報であるが、公表することにより社会への説明責任の確保がより高い水準で実現できることから、その公表の在り方等についてもあわせて示すことが考えられるのではないか。さらに、学修成果の可視化の観点のほかに大学教育の質に関する情報として、例えば、
  - ・ナンバリングの実施状況
  - ・履修系統図（カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー）の活用状況
  - ・G P A の活用状況
  - ・IR の整備状況
  - ・教員の業績評価の状況
  - ・教員の在り方等を示すことが考えられるのではないか。

- また、法令での義務付けが考えられる情報の定義や数値の算出方法についても、各大学の実態等を踏まえたうえで指針において示す必要があるのではないか。特に、「学生の成長実感、満足度」や「学生の学修に対する意欲」については、その把握の仕方や情報の具体的な内容は様々な在り方が考えられるのではないか。「学生の成長実感、満足度」については、学生が大学の教育研究活動の利益を享受する者であると同時に、大学の運営や教育研究活動の改善の要請となり得る参画者であるという地位の特殊性に鑑み、例えば各大学で定める三つの方針に照らして調査・測定する等の工夫が必要ではないか。

- 学修成果の可視化に関する情報を公表・検証する際には、各大学が定める卒業認定・学位授与の方針（ティプロマ・ボリシー）と学修成果がどのように関連しているかに特に留意する必要があるのではないか。

- これららの情報を大学のみならず社会全体が効果的に活用することができるよう、全国的な収集または調査を通じて、整理し、比較できるよう一覧化する機能を確保することが必要ではないか。